

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成27年3月23日（月）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 平成26年度末教職員人事異動について

議案第2号 白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第5号 白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 白井市指定文化財の指定について

議案第7号 白井市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

議案第8号 白井市教育相談員の委嘱について

議案第9号 白井市適応指導教室指導員の委嘱について

議案第10号 白井市学校支援アドバイザーの委嘱について

議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について

議案第12号 準要保護児童・生徒の認定について

議案第13号 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

議案第14号 契約の締結議案に係る意見聴取について

7. 協議事項

協議第1号 市長の権限に属する事務の補助執行について

8. 報告事項

報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

9. その他

・通学路の合同点検について

○出席委員

委員長 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子
委員 石垣 裕子
教育長 米山 一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長	田代 成司
教育総務課長	五十嵐 孝明
生涯学習課長	藤咲 克己
文化課長	黒澤 博史
書記	伊藤 祐子
書記	品川 太郎

午後 2 時 0 0 分 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成 2 7 年第 3 回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は 5 名です。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 議事録署名人の指名をします。小林委員、高城委員にお願いします。

○前回会議録の承認

○石亀委員長 前回会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。

特にありませんか。

[「はい」と言う者あり]

○委員報告

○石亀委員長 委員報告を行います。各委員からお願いします。

○石垣委員 2 月 1 3 日に県立湖北特別支援学校に視察に行きました。施設の見学と先生の話でしたが、市内の個別支援学級を指導している先生方の研修も兼ねていました。特に印象的だったのは、来年度から清掃の専門スキルを学べる学科を開設するという話がありました。発達障害の子を就労に結び付けようという学校側の姿勢がすごうかがえました。一方、学校側から説明を受けた小中学校の先生方から、日々どのようなことに心がけて指導にあたればいいのか、それぞれの発達段階では何に心がけていったらいいのかというような質問なども出ていましたので、現場だけでなく、その先も見据えた教育というのを考えるいい機会だったのではないかなと思います。

以上です。

○石亀委員長 ほかにありますか。

○高城委員 3 月 1 3 日に市内 5 校の中学校の卒業式があり、桜台中学校の卒業式に行きました。卒業生 9 7 名、3 クラスの生徒達で大変立派な卒業式でした。特に卒業生の伴奏とピアノの男子のコンビがとてもすばらしい演奏をしていました。

以上です。

○小林委員 小学校は 3 月 1 8 日に行われまして、私は第二小学校に行きました。人数が少ない学校ですので一人一人校長先生から声をかけながらの卒業式でした。在校生も太鼓での演奏をしながらの最後の送りも含めて、とてもすばらしい卒業式でした。1 9 名の卒業生で、新入生が 1 5 名というこ

とで、少し減ってしまいますが、続けて頑張ってもらいたいと思いました。

以上です。

○石亀委員長 3月20日、第3回白井市青少年問題協議会に委員として出席しました。平成26年度の市内小中学校のいじめ関連事案の状況報告についてというのが議題となっていました。白井市教育委員会の取り組みとして、白井市いじめ基本方針の策定やいじめ防止に関わる組織の取り組み、小中学校に対する取り組み、来年度に向けてということ、その他、ネットパトロールなどについて話がありました。そして、ホームページでの各学校取り組みについて、PRしている例が紹介されました。最後に各委員それぞれの立場でいじめ関連に関する意見交換が行われ、有意義な今年度の青少年問題協議会でした。

以上となります。

○教育長報告

○石亀委員長 次に米山教育長から報告をお願いします。

○米山教育長 前回の定例教育委員会議以降の報告をさせていただきます。

2月5日に学校給食運営委員会が開催され、各委員から貴重な意見をいただきました。それについては、運営委員会の議事録含めて報告をいたします。

6日、印教連教育功労表彰式が開催され、市内学校長の退職者5人が表彰を受けております。

12日、人事異動の二次面接が行われました。後ほど教員の人事異動の報告をいたします。

15日日曜日、スポーツ少年団の卒団式が運動公園で開かれました。人数が減少傾向にあるということで、スポーツ少年団の団体と学校と連携をとって加入の促進にあたるということをお願いしております。子ども達は、大変立派に各種目別の駅伝リレーを行いました。保護者も大変多くの方が応援に来ておりました。

2月中旬から3月19日まで議会でした。議会の関係は、最後一括で報告をさせていただきます。一般質問については議事録を参照してください。

3月7日土曜日、中学校の野球大会が開催されました。同日、富士センターのフェスティバル、午後から環境フォーラムに出席しました。

13日、南山中学校の卒業式に出席しました。卒業生の進路ですが、13日の卒業式時点では市内で4名の子どもの進路が決まっていませんでした。その後、就職1名を含めて二次募集で進路が決定しましたので、市内の中学3年生全てが進路決定をしております。

15日日曜日、チャレンジド・スポーツクラブの総会で、各委員にも子ども達と遊んでいただいて出席をしてもらいました。本年、5つ目の総合型スポーツクラブということで、チャレンジド・スポーツがスタートします。子ども達だけではなく保護者も一緒に入会してもらい、いろいろな形でスポーツ、レクリエーションに親しんでもらうということで、県の体育課の職員にも来ていただき、ぜひ進めていきたいと思っています。全国的に初めてらしいので、白井市発信のスポーツクラブになります。

16日月曜日、防災会議が開催され、市内の防災計画の見直しが行われ、新しい防災計画が決まりました。各冊子、家庭含めて配布されていますので、各地区の状況などをご覧いただけたらと思います。

18日、大山口小学校の卒業式に出席しました。

19日、議会の最終日。20日が委員長から報告があった青少年問題協議会、いじめの現年度の経緯と今後の方針ということで、青少年問題協議会の中で説明をされています。

議会の関係ですが、学校給食共同調理場の建て替え予算が全て修正ということで、削除されて当初予算が可決をしております。従いまして、学校給食共同調理場の建て替え予算は全て削除されました。今後の対応については、教育委員会議の中で諮っていきます。ただ、今回予定をしていたURの土地については、もう既に引き合いがありますので、URとしては民間に処分して売っていくと思います。5月以降に売却されたかどうかの状況を確認し、売却された状況になると、工場を建てられる用地は工専区域かURの土地で1つか2つしかありません。都市計画法を守るのであれば工業団地の中に建てるしかない。ただ、工業団地の中は水道がありませんので、水をどうするかという関係で、水道を引くなり、また、特別な滅菌装置を付けるなりということで、工専地域の中に用地を探していくか。また、修正案の審議の中で今の共同調理場を改修するという意見がありましたが、3,000食しかできません。3,000食に該当する学校の方は給食を欠食する。ただ、保護者は、欠食は絶対に困ると言っているのです、何かを我慢しなければ、今後、給食センターの建て替え又は改修はできないということで、いろいろな協議は必要になってきます。また、建設を改修にしたところで大変遅れていくということで、今後の状況を見ながら、また運営委員会にも報告をしますので、教育委員会議の中でいろいろな形で協議を進めていきたいというように思っています。

P連の署名活動について、ある市民から苦情がありました。その苦情に対してP連に話をしたところ、真摯に子ども達の教育活動の推進にあたっての署名活動であるということでもあります。また、その苦情を出された方が訴えるぞと怒鳴っていたということなので、P連も自らの活動をしているのであって、訴えるのは自由ということで、P連の会長には話をしております。給食センターの関係については、4月末過ぎてから具体的な報告や今後の対応策を決めていきたいというように思います。

私のほうからは以上です。

○石亀委員長 委員報告、教育長報告について、質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 学校給食の問題ですが、ここで選挙があるので、そういうことについては今は話題にしないほうがいいということですね。

○米山教育長 今は立候補者がまだ決定はしていないので給食センターのことについて事実を話すのは構わないですが、それが行き過ぎたりすると困るので、5月の教育委員会議から給食センターの建て替えについては協議をしてもいいのではないかと思います。教育委員会としては、共同調理場問題は政治的な問題ではなく、子ども達の利益を優先した通常の教育問題ととらえています。ですから、特段に規制をかけているのではなくて、その間、現状のURの土地が処分されて売ってしまえば工業

団地の中に建てるのか、一部の議員では、都市計画法が駄目であってもいろいろな方法で建てられることがあります。市役所としては、基本的な都市計画用途は守るのが当然であって、どうしてもここでしか建てられないという状況の場合については、本当の数%認められる場合があるというのを、優先的に認められる場合を最優先に持つていくのはちょっと問題があるなというのが基本的なスタンスです。工業地域なり準工業地域を探すのが本来の市役所としての進む方向です。ただ、工業団地は水道がきていないので、井戸水を掘って、水道組合で水をためて、みんなで分けていくという状況なので、本当に給食センターで使う水が工業団地の中の地下水でいいのかという議論も今後出てくるということでもあります。保護者、子ども達には相当の不利益があるというようなことは考えております。5月の教育委員会議で、多分、各議員の議事録も5月になったらできてくると思います。また、単独校方式で各学校に給食室をつくったらどうかという話があるんですが、物理的に具体的な話ではないので、大小と三小と大中は建てる場所がない。例えばプールをつぶして給食室をつくる、体育館をつぶして給食室をつくるというのであれば、保護者のほうで理解が得られれば、可能となります。ただ、体育館がなくて本当にいいのかという話にもなります。調理室で入学式、卒業式をやるわけにはいかない。第三小学校もやっと増築が終わりまして、校庭の横まで駐車場をつくったような状況なので、それを考えると全然具体的な話ではないということです。

今は約5,600食つくっていますけど、今の衛生管理基準にあった調理場にすると3,000食相当しかつくれない。ほかに単独校方式の調理室をつくったとしても3,000食相当にあたった学校は給食が休みになりますので、その辺はPTAの理解はまず得られない。PTAは困るというのが最優先でしたので、全てがうまくいくという方法はなかなか見付けにくい状況になっています。5月から教育委員会議、また財源の問題を含めて検討していきたくと思っています。

以上です。

○**小林委員** 現場にも視察に行って、狭さとか、内容で検討してきたことだと思うんですけども、3月の新聞が出てから、最終的に議会で決まったものはしようがないんでしょうけど、選挙が終わるまで待っていて大丈夫なんですか。

○**米山教育長** 議会の判断は白紙撤回です。要は、白紙に戻して撤回をしろというのが議会の意思なので、これは市民から付託を受けた議員の判断ですので変えることができません。今まで長い期間かけてきたものを白紙撤回で議会として修正をしたということなので、これは子どもも保護者も受け止めなければいけないということで、再度仕切り直しでやるということのほかにはないと思います。

○**小林委員** わかりました。

○**石亀委員長** なかなか厳しい結果が出たと思いますので、よりよい方法があればまた5月以降に検討するという事です。

今のことに関連してでも構いませんし、ほかに質問等がありましたらお願いします。

○石亀委員長 続きまして、非公開案件についてお諮りしたいと思います。

議案第1号「平成26年度末教職員人事異動について」、議案第12号、「準要保護児童・生徒の認定について」、議案第13号「委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について」、報告第1号「準要保護児童・生徒の認定について」の各項目につきましては、個人に関する情報であるため非公開がよろしいと思われませんが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 では、非公開といたします。

○議案第2号 白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

○石亀委員長 これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

議案第2号「白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

○五十嵐教育総務課長 議案第2号に入る前に差し替えをお願いします。お手元の机の上に議案第2号の新旧対照表の差し替えを1枚配布してあると思います。今回、一部改正の条項ではないんですけども、記載間違いがありましたので、1枚そのまま差し替えていただければと思います。

それでは、議案第2号「白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」。白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。平成27年3月23日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由でございます。本案は、教育委員会の職の設定について改正したいので提案するものです。

裏面をご覧ください。白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則。資料といたしまして、先ほどの第2号の新旧対照表を添付しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

まず、第24条第3項中、破線が引いてありますけども、「部に」の次に「理事及び」を加える。ですから「理事及び参事」ということになります。これにつきましては、現在の職務分類基準で市長部局については8級職という部長職がありますけども、そこに理事という職務があります。教育委員会の部局には8級職として部長と参事という職務があるわけですが、市長部局は理事、教育委員会部局は参事ということで、ちょっと違います。理事と参事の違いといいますと、同じ部長職となりますけども、管理職手当が部長職と同じものが理事、参事につきましてはそれよりも低く設定されております。ということから、名前も違う、管理職手当も違うということで、市長部局のほうから統一ということで話がありました。すなわち理事と参事という職を置くということで、今回修正するものでございます。

附則といたしまして、この規則は、平成27年4月1日から施行するということであります。

もう一つ、第25条につきましても、3項中に「参事」ということがありますけど、その前に「理事及び参事」ということに改めるということでございます。

以上で、第2号の説明を終わりにいたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 市長部局は現在「理事及び参事」になっているから、市長部局と同じに合わせたということですか。

○五十嵐教育総務課長 市長部局については、理事がありました。教育委員会は参事しかありませんでした。市長部局は今度、参事を加えます。教育委員会部局は理事を加えます。両方とも同じにしようということですか。

○米山教育長 わかりました。

○石亀委員長 ただいまの説明についてはいかがでしょうか。

ほかに質問ありませんでしょうか。

ただいまの議案第2号について原案のとおりに決定することよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、原案のとおりに決定します。

○議案第3号 白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

○石亀委員長 次に議案第3号「白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○田代教育部長 説明に入る前に、一部脱字がありましたので訂正をお願いします。1枚めくっていただきまして、上から4行目、「第40条第2項中『自己啓発休業』」とあるんですけど、「啓発等」の「等」が抜けておりました。「『自己啓発等休業』の次に」ということよろしく願います。

議案に戻りまして説明をさせていただきます。

議案第3号「白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」。白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。平成27年3月23日提出。白井市教育委員長 米山一幸。

提案理由としましては、本案は、千葉県の条例の制定と規則の一部改正に伴い、白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正するものでございます。

裏面をご覧ください。白井市市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則。白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を次のように改正する。それでは、新旧対照表がありますのでご覧ください。第40条第2項中「自己啓発等休業」の次に「、配偶者同行休業」を加えます。これは地方公務員法の一部が改正され、県において条例も制定されました。外国で勤務等をする配偶者とともに生活することを希望する職員の継続的な勤務を促進するため、教職員の身分を保証して3年以内休業できる制度です。休業中は無給となります。そういう制度ができましたので、今回提案させていただきます。

ます。

次ページにつきましては、教育委員会に報告する組織編制報告書の様式でございます。この様式については、「自己啓発等休業」の後ろに「配偶者同業休業」を付け加えるものです。

議案に戻りまして、附則としまして、この規則は、平成27年4月1日から施行するものです。

以上で議案第3号の説明を終わりにいたします。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問等がありましたらお願いいたします。

県の条例の制定と規則の一部改正に伴うということで、このとおりに決定することによろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 議案第3号は原案のとおり決定します。

○議案第4号 白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

○石亀委員長 議案第4号「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第4号「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」。白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。平成27年3月23日提出。
白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由につきましては、本案は、千葉県条例の制定と、消防団員との兼職に関する法律の一部改正に伴い、白井市立学校職員服務規程の一部改正するものでございます。

裏面をご覧ください。白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令です。資料の一番後ろのページに新旧対照表が載っておりますので、そちらをご覧ください。

では、まず第10条の7の次に1条加え、第10条の8とします。これは先ほど議案第3号で説明しました配偶者同業休業に関する規定でございます。第1項では、配偶者同業休業の承認を受けるための規定が示されています。第2項では、期間の延長の承認を受けるための規定でございます。第3項では、状況が変更した場合に関する規定でございます。第4項では、任期満了に伴う規定でございます。それらの規定を加えるものでございます。

次に、第16条の次に消防団との兼職について規定を加えるものでございます。これは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の中に、公務員の消防団との兼職に関する特例というのがございます。その中で、報酬を得て非常勤の消防団員と兼業を認めるように求められた場合には、職務の遂行に著しい支障があることを除きこれを認めなければならないという規定がございます。それに基づいて消防団との兼職を追加するものでございます。

あとの資料につきましては、それぞれ配偶者同業休業中に関することの申請書類と消防団の兼職に関わる書類を資料として添付しております。

それでは、附則に戻りまして、この規則は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わりにします。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問等がありましたらお願いします。

こちらでも千葉県の条例の制定と消防団員との兼職に関する法律一部改正に伴ってということですがご質問はありますか。

○小林委員 ここでいう消防団員というのは、給料をもらって携わっている消防団のことですね。

○藤咲生涯学習課長 ここに書いてある消防団というのは、非常勤の消防団を指します。

○小林委員 学校の先生でも、順番だから自治消防団に入りなさいと言われてやっている人がいます。ここではそういう地域の自治消防団ではなくて、あくまでもそれに携わった場合の報酬がある非常勤の消防団ということですか。

○藤咲生涯学習課長 地域の消防団に加盟した場合については、積極的に参加して活動しなさいという決まりを新たな条文として規定したということです。

○小林委員 地域の自治消防団というのもそれぞれの地区にあります。それは基本的にはボランティアでやっているんでしょうけど、中地区でも援助とかあると思うんですけども、今言ったのは、ある程度給料はもらうので、いわゆる公務員である学校の先生も兼職できるということですね。

○藤咲生涯学習課長 学校長の了解を得て地域消防として活動してくださいと許可するものです。だから費用弁償と報酬は支給されます。

○小林委員 わかりました。

○田代教育部長 地元消防団という生涯学習課長が説明したようなものです。

○石亀委員長 ただいま説明がありました、納得していただけましたでしょうか。

○石垣委員 消防団については私も知識がないのでお伺いするんですが、「兼職先予定期間（新規・継続）」となっていますけれども、職につくにあたって任期みたいなものがあるということですか。

○田代教育部長 任期というのは、その年の末までということと考えていただいて提出をしていただきます。

○石亀委員長 ただいま説明をいただきましたとおりで、ほかにご質問がないようでしたら、議案第4号についてお諮りしたいと思います。

原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 議案第4号は原案のとおり決定します。

○議案第5号 白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

○石亀委員長 議案第5号「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第5号「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」。
白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。平成27年3月23日提出。
白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由としまして、本案は、要保護児童生徒援助費国庫補助金の交付要綱の補助単価の改正に準じ、規則を改正するものでございます。

裏面をご覧ください。白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則。白井市就学援助費支給規則の一部を次のように改正する。資料としまして、改正後と改正前の表を添付してありますので、そちらとあわせてご覧ください。

まずは、学用品費を小学校では1万1,100円のを1万1,420円に、中学校では2万1,700円を2万2,320円に、通学用品費を小中学校とも2,170円を2,230円に、新入学児童生徒学用品費を小学校では1万9,900円を2万470円に、中学校では2万2,900円を2万3,550円にそれぞれ改正するものです。

議案に戻りまして、附則として、この規則は、平成27年4月1日から施行するものでございます。
以上で議案第5号の説明を終わりにいたします。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。

これは定期的に、補助単価の改正というのは今までもあったんですか。

○田代教育部長 今具体的なものはないんですが、何年か前に改正されたものと思います。

○石亀委員長 そのときの時世に応じてという形ですね。

ほかに質問ありませんでしょうか。皆さんにお諮りしたいと思います。

原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 議案第5号は原案のとおり決定します。

○議案第6号 白井市指定文化財の指定について

○石亀委員長 議案第6号「白井市指定文化財の指定について」説明をお願いします。

○黒澤文化課長 議案第6号「白井市指定文化財の指定について」説明します。白井市文化財保護に関する条例第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり指定する。平成27年3月23日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由でございますが、本案は、市の区域内にある重要なものを文化財に指定したいので提案するものです。

裏面をご覧ください。1つは、東光院の木造観音菩薩立像、本尊は名内地区にある東光院の本尊として安置されているものでございまして、その特徴から15世紀のころの製作と見られます。本像は全体によくまとまり、衣文表現も巧みで、市内に残る室町時代の尊像の中でも大型の佳作と言えるも

ので、白井市の歴史上、重要なものでございます。2点目が、上長殿の半鐘でございます。この半鐘は宝永7年（1710年）に長殿村の名主伊藤隼人が江戸深川の田中政春に鑄造させたもので、その作例の中でも2番目に古いものでございます。本半鐘は白井市の釣鐘の中でも最古のものでございまして、白井市の歴史上でも重要なものでございますので、指定をお願いするものでございます。これにつきましては、2月24日に市の文化財審議会がございまして、そちらのほうに諮問しておりまして、その答申の中では文化財に指定すべきということで答申をいただいているものでございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問等がありましたらお願いします。

○石垣委員 菩薩立像については東光院さんに安置されていると書いてあるんですけども、こちらの上長殿の半鐘は、今現在、どういう形であるのかというのをお伺いしたいんです。

○黒澤文化課長 上長殿の半鐘につきましては、火の見櫓にあったもので、既に取り壊しされておりました、平成15年に地区から市に寄託を受けまして、現在、市の郷土資料館に展示されております。

○石亀委員長 ただいまの説明についてほかに質問がありましたらお願いします。

それでは、協議会の答申も受けているということで、この議案についてお諮りしたいと思います。

原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 議案第6号は原案のとおり決定します。

○議案第7号 白井市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

○石亀委員長 議案第7号「白井市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第7号「白井市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」。白井市教育委員会は、白井市立小学校及び中学校管理規則第5条の規定により、白井市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を別紙のとおり委嘱する。平成27年3月23日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由につきましては、本案は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が平成27年3月31日で満了となるため、平成27年4月1日より平成30年3月31日まで委嘱するものです。

裏面をご覧ください。平成27年度から29年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師について説明をさせていただきます。学校医につきましては、変更はございません。学校歯科医につきましては、本年度、齋藤安廣先生と平澤賢治郎先生の代わりに白井第二小学校、大門口小学校の金子亨先生が担当することになりました。歯科医師からの申し出により、担当する学校も多少入れ替えをしております。次に学校医の耳鼻科ですが、金先生で変わりはありません。学校薬剤師につきましては、今まで長年勤められてきました石橋五郎先生の代わりに、新たに3人の薬剤師が担当することになりました。佐藤友美先生、松本唯先生、真木貞行先生、それに青龍良子先生を加え4人で全学校を担当することに

なりました。

以上で議案第7号の説明を終わりにします。

○石亀委員長 石橋五郎先生の代わりに、その先生方が担当されて、今までの先生方と一緒に全部の学校を合わせて担当されるということですね。

ただいまの説明について質問等ありましたらお願いします。

○米山教育長 学校歯科医は、子どもの人数の多いところは歯科医が多くなっている。ただ、学校医は、三小、大小、大中は大変人数が多いので、相当大変だと思いますので、その辺の日程調整を十分してください。

○石亀委員長 ほかに皆さんから質問はありませんでしょうか。

○高城委員 学校医、学校歯科医は主に地元の医師等で選ばれるんですか。

○田代教育部長 学校医の先生方の集まりの中でもそのようにしております。

○石亀委員長 耳鼻科の先生はお一人ですけど、大丈夫なんですか。

○田代教育部長 耳鼻科の先生ですが、菊池先生が今回はできないということで、耳鼻科の担当の先生があまりいないこともあり、金先生に全校をお願いしているところでございます。

○石亀委員長 議案第7号についてお諮りしたいと思います。

原案のとおりに決定することよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第7号は原案のとおりに決定します。

○議案第8号 白井市教育相談員の委嘱について

○石亀委員長 議案第8号「白井市教育相談員の委嘱について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第8号「白井市教育相談員の委嘱について」。白井市教育相談員の委嘱期間が満了となるため、新たに相談員を委嘱する。平成27年3月23日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由につきましては、本案は、教育相談員について、任期満了により新たに委嘱するものです。

裏面をご覧ください。白井市教育相談員、任期は平成27年4月1日から平成28年3月31日でございます。相談員5名とも本年度と同じでございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

○石亀委員長 質問等がありましたらお願いします。

今までの相談員の先生方と変わらないということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第8号は原案のとおりということで決定したいと思います。

○議案第9号 白井市適応指導教室指導員の委嘱について

○石亀委員長 議案第9号「白井市適応指導教室指導員の委嘱について」説明をお願いします。

○田代教育部長 説明の前に、裏面のほうで一部脱字がありましたので訂正させていただきます。題名のほうで、白井市適応指導教室なんですけど、その後ろに「指導員」の単語が抜けておりました。申し訳ありません、訂正をよろしくをお願いします。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案第9号「白井市適応指導教室指導員の委嘱について」。白井市適応指導教室指導員の設置及び運営に関する要綱に基づき、指導員を委嘱する。平成27年3月23日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由につきましては、本案は、適応指導教室の指導員について、期間満了により新たに委嘱するものです。

裏面をご覧ください。白井市適応指導教室指導員、任期は平成27年4月1日から平成28年3月31日まででございます。指導員4名のうち、今まで勤められていた近藤先生本人から辞意表明がありましたので、来年度は、本年度末で大山口小学校を退職する日吉昭博先生を代わりに指導員として委嘱したものでございます。3名については今までと変わりはありません。

以上で議案第9号の説明を終わりにいたします。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問等がありましたらお願いします。

○米山教育長 4名の人については問題ないんですけども、適応指導教室に子ども達が増えてくる可能性が大変高いので、例えば委嘱のほかに、要綱の中では何人までと決まっているのか、決まっていなければある程度アローアンスを見てもらってというの必要なんで、固定の何名という考え方ではなくて、子ども達が増えた場合については、適時委嘱できるような形で考えておいてもらいたいと思います。多分、増えていくと思います。

○石亀委員長 現在は十分に対応できていると考えてよろしいですか。

○田代教育部長 15～6名の子ども達が来ておりますけども、中には7～8名だったりもありますので、何とかその中でやっています。年々、確かに増えています。そういう意味では、今教育長が言ったような考慮をしていきたいと思います。

○米山教育長 適応指導教室から進路の高校が決まっています。適応指導教室の先生が力を発揮していくと、それに子ども達も応えているというのが現実の姿なので、年度途中であったとしても、増えてきた場合については指導員の増員を含めて、これは進路に対する実績からも必要だと思いますので、お願いをしたいと思います。

○石亀委員長 人選と人数については、よろしくをお願いします。ほかにこの件について質問はありませんでしょうか。

議案第9号についてお諮りいたします。

原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第9号は原案のとおりに決定します。

○議案第10号 白井市学校支援アドバイザーの委嘱について

○石亀委員長 議案第10号「白井市学校支援アドバイザーの委嘱について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第10号「白井市学校支援アドバイザーの委嘱について」。白井市学校支援アドバイザー取扱要綱により、支援アドバイザーを委嘱する。平成27年3月23日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由につきましては、本案は、学校支援アドバイザーについて、期間満了により新たに委嘱するものです。

裏面をご覧ください。白井市学校支援アドバイザー、任期は平成27年4月1日から平成28年3月31日。2名のうち中嶋加奈江先生から辞意表明がございましたので、本年度末退職予定の桜台小学校校長の青木清一先生に新たに委嘱したいと思います。

以上で議案第10号の説明を終わります。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問がありましたらお願いいたします。

○米山教育長 補足的なんですけども、青木先生は特別支援学校の教頭をやっていた経験がありますので、特別支援についても力を入れてもらえるということなので、ぜひお願いをしたいというように思います。

○石亀委員長 ご質問ありませんでしょうか。それでは、お諮りしたいと思います。

原案のとおりに決定することによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第10号は原案のとおりに決定します。

ここで一旦休憩をとりたいと思います。3時25分から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

午後3時10分 休 憩

午後3時25分 再 開

○石亀委員長 会議を再開します。

○議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について

○石亀委員長 議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について」説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法

律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について」。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則を次のように制定する。平成27年3月23日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由でございます。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係教育委員会規則を整理するものです。

裏面をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則です。

4 ページ目以降に新旧対照表を添付しています。そちらをご覧くださいと思います。今回の法律改正に伴いまして整理することになりました関係規則は、白井市教育委員会公告式規則、白井市教育委員会会議規則、白井市教育委員会会議傍聴人規則、白井市教育委員会行政組織規則、白井市教育委員会公印規則の4点でございます。

白井市教育委員会公告式規則の一部改正でございます。第2条第2項中、「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

5 ページをお開きください。白井市教育委員会会議規則の一部を改正するものでございます。本則中の「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

次に、第11条ですけれども、削除いたします。これにつきましては、新法の第13条、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育長に事故あるとき又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職を行うと改正されました。これに伴い、第11条を削除するものでございます。

続きまして、第18条第1項の「教育長の推せんする者」を削り、新たに第3項といたしまして、「教育長は、会議録を作成したときは、これを公表しなければならない」を追加いたします。これは新法の第14条第9項に、「教育長は教育委員会の会議の終了後、遅滞なく教育委員会規則に定めるところによりその議事録を作成しこれを公表するよう努めなければならない」と定められました。これにより追加するものでございます。

7 ページをお開きください。白井市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正でございます。本則中の「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

9 ページをお開きください。白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正するものでございます。10 ページの第2条第5項中、「委員長又は」を削ります。

次に、第3条から5条までを削除いたします。これは新法の第12条の委員長に関する条文が削除されました。これに伴うものでございます。

11 ページをお開きください。第8条第2項中「第17号」を「第18号」に改めるものでございます。これにつきましては、今回の規則改正にあたり各条文を整理しておりました。そうしたところ、引用条文の誤りということで発見しましたので、その文については改めるものでございます。

第10条第2項に「教育長又は教育委員会」を加えます。これは新法の第25条に、教育長は教育委員会規則で定めることにより、委任された事務又は臨時代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないと新たに定められたことにより、教育委員会によるチェック機能を担保しつつ、教育長の判断においても報告事項を決定できるようにするという観点から「教育長又は教育委員会」を加えたものでございます。

戻っていただきまして、本則中の2ページをお開きください。白井市教育委員会公印規則の一部改正でございます。これにつきましては、新法により委員長、職務代理という職がなくなりますので、別表第1中、文言の中で教育委員会委員長印、教育委員会委員長職務代理者印、これにつきましては削除するもので、別表第2中につきましては、その印影についても削除するものでございます。

本則に戻りまして、附則といたしまして、第1項で施行期日を定めておりまして、この規則は、平成27年4月1日から施行する。第2項は、経過措置を定めております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は、この規則の規定を適用しないということで経過措置を設けているものでございます。

今回の一部改正につきましては以上で説明を終わります。

○米山教育長 本則の改正の後にそれぞれ公告式規則等、幾つかの規則がありますけれども、2ページの経過措置が全ての規則に係るということを含めて、附則第2項、経過措置について細かく説明をしてください。

○五十嵐教育総務課長 新しい法律では委員長の職がなくなり、教育長がそれに変わります。しかしながら、今の教育長の任期中は、現状のままいくというふうに捉えております。

新法については、会議等の規則、今回の一部改正、前回の一部改正を捉えて、今回の教育行政の法律の関係では全部網羅できているというふうには考えております。

○米山教育長 端的に言うと、今提案された規則は27年4月1日から施行する。ただし、経過措置第2項で、28年9月の現教育長の任期まではこれを適用しないということなので、4月1日からこう変わりますと決めてあっても、それは適用しないということです。新教育長制度に変わった段階で、この規則が適用されるということです。それを含めて審議をお願いしたいと思います。

○石亀委員長 ただいままで説明いただきました事項について質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 確認のために、他の市町村の例と、今の特例、現教育長の任期までは適用しないということで、特に不都合はないということよろしいでしょうか。

○五十嵐教育総務課長 2番目については、現状のまま任期までまいりますので、不都合はないというふうに捉えております。

近隣の市町村でいいますと、酒々井町が4月から新制度に入るといような情報は得ております。

○石亀委員長 ほかにありましたらお願いします。

○米山教育長 全て法の改正に伴う規則改正なので、このとおりお願いをしたいと思います。

○石亀委員長 質問等がありませんでしたらお諮りしたいと思います。

議案第11号について原案のとおりに決定することよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第11号は原案のとおりに決定します。

○議案第14号 契約の締結議案に係る意見聴取について

○石亀委員長 議案14号「契約の締結議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 議案第14号「契約の締結議案に係る意見聴取について」。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意する。平成27年3月23日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由でございます。本案は、平成27年第1回白井市議会臨時会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものでございます。

裏面をご覧ください。本案は、南山小学校、南山中学校の校舎改修工事の契約に係る事案でございます。契約の目的です。南山小中学校校舎改修工事。契約の方法です。一般競争入札。契約金額ですけれども、20億9,304万円。契約の相手方、千葉市中央区栄町36番10号、YS千葉中央ビル。北野建設株式会社千葉営業所所長 赤羽徹。

2ページになります。資料の1になります。工事調書になります。開札日でございますけれども、一般競争入札の開札日が平成27年3月18日。開札をしたときの参加業者ですけれど、2社がございます。北野建設株式会社千葉営業所、2社目が前田建設工業株式会社千葉営業所です。入札回数は1回でございます。工期につきましては、契約締結日の翌日から平成28年2月26日までです。

なお、契約締結の臨時議会につきましては3月30日を議会招集日といたしまして、翌日から取り組みます。

その次に3ページをお開きください。資料2になります。校舎の今回の工事の概要になります。敷地概要でございますけれども、所在地が白井市南山一丁目7番1号、南山小学校の所在地になります。建物建ぺい率が60%、容積率200%、敷地面積が2万7,902.99㎡。工事概要でございます。建築面積が2,236.93㎡、延床面積が5,968.92㎡、構造が鉄筋コンクリート造の階数が地上3階。工事種別になります。改修と耐震補強、一部増築工事。一部増築工事につきましては、今まで改修をやっておりますけれども、エレベーターの部分が増築ということとなっております。

続きまして、南山中学校でございます。所在地が南山丁目6番1号。建ぺい率が60%、容積率が200%、敷地面積が3万6,200.21㎡。工事概要でございます。建築面積が2,753.05㎡。延床面積が6,418.50㎡。構造が鉄筋コンクリート造の階数が地上3階。工事種別が改修と耐震補強と一部増築工事、これにつきましてもエレベーターでございます。

続きまして、図面を用いましてご説明いたします。各学校の部分の図面としまして、右側の上に小学校7枚入っております。中学校も同じ1から7まであります。小学校の1につきましては、配置図と仮設図になっております。2ページ目が1階部分、資料3については2階部分、小学校の4が3階部分、小学校の5が屋上部分になります。それに資料の6、7が立面図、A棟とB棟がありますので、その分で2ページを使っております。

まず初めに6ページ、7ページをお開きください。立面図になります。ちょうどA棟、管理棟のほうですけれども、3階建ての建物が上側にあると思います。その1階部分にちょっと太いM字型が4カ所明記してあります。ここに耐震補強を施すということになります。現在、南山小学校の耐震診断、25年度基本設計のときに実施しておりますけれども、 I_s 値が0.54ということになっております。6ページ、7ページの耐震補強をすることで、文部科学省が補助要件としております0.7以上を確保する。計画では0.72まで体力を引き上げるというような設計になっております。

資料、小学校6の下側、表側で見えないので黒くしてありますけれども、そこがエレベーターを設置する増設の場所でございます。

小学校の7、向きが変わりますけれども、教室棟になります。道路側から見た場合、1階部分に3カ所の耐震ブレースを設置する。合計7カ所を設置することで強度を増すということで、1に戻っていただきまして、配置図のほうからご説明させていただきます。

図面を見ていただきますと、上が管理棟のA棟、下が教室棟のB棟ということでありまして。後で1階の配置図を見ていただければ、どっちがどっちだとわかると思います。上が、職員室等がある管理棟でございます。斜線を引いたところが教室棟でございます。そして、上側に現場事務所兼詰所と書いてありますけれども、そこが今回工事をやる現場事務所です。枠の中の破線がずっと校舎を囲っていると思いますけれども、これが工事区間の仮囲いの場所になります。ですから、校舎両方を囲んで、なおかつ現場事務所まで囲んで、グラウンドに侵食して仮囲いがある、そこが工事と違うところの区分けですということとなっております。そして、左側に屋内運動場と書いてあるのは体育館のことでございますけれども、ここにつきましては、夏休み期間中の職員室、それと職員室にある備品等が全部体育館に詰めて行く。ですから、学校の夏休み期間中、教職員はその体育館で詰めるということになります。また、仮囲いで駐車場を幾分囲ってしまいますので、グラウンドのちょうど幼稚園の上側になりますけれども、右側、教職員の駐車場臨時とありますけれども、足りない部分をそちらに設けるということとなります。

それでは、小学校の2を見ていただきたいと思っております。1階の平面図でございます。上側が職員室や校長室がある管理棟でございます。それを見ていただきますと、職員室の上側に、先ほど黒く塗ったところの立面図にありましたけれども、エレベーター、EVと書いてありますけれども、そこを新しく増築します。玄関から入って行って、職員室の上側になります。それと、その左側、更衣室、倉庫と書いてありますけれども、今まで集中暖房の機械室でございます。集中暖房がなくなって今度はガスのFF暖房になりますので、撤去いたしまして、そこに職員用の更衣室、外から入れる倉庫を設置いたします。その左側、ちょう

ど渡り廊下の上へ上がったところですが、今の機械室の左側、男子便所、女子便所が改修です。それと男子便所の入り口に、ちょっと小さく四角になっているところが多目的便所でございます。それと、下にちょっといっていただきまして、会議室と事務室の間の玄関、左側にいっていただきまして昇降口、ここにつきましては今までと同じように車椅子対応の、バリアフリーの手すり付きのスロープを設置いたします。ちょっと下に黒く線が入っているところは、先ほど説明しました耐震ブレースの場所です。事務室と校長室、ことばの教室と家庭科準備室ということです。

下へいっていただきまして、B棟といいまして、教室棟になります。先ほど耐震ブレースを付けるところは3カ所ありました。学童保育のところは2カ所、図工準備室の1カ所であります。同じく倉庫がありますけども、ここも機械室でございました。そこを大きく倉庫に変更いたします。それと便所の改修、男子便所、女子便所になります。これにつきましては、A棟のほうで多目的を付けてありますので、こちらのほうにつきましては普通の便所の改修になります。昇降口につきましても、昇降口Bと書いてありますけども、そこにもスロープ設置。左側にいきまして、配膳室のダムウェーターを改修いたします。各図面の右側に共通事項が書いてあります。教室と廊下の中の間仕切り、これにつきましても第一小学校等でもやっておりますけど、間仕切りの撤去と改修。あと防火シャッター、設備関係の改修。普通教室でいえば、ロッカーの改修、黒板の改修、照明の改修というのがあります。それと空調はF F暖房機になります。換気扇、照明LED化の改修。廊下につきましては、天井を撤去して照明もLEDに交換する。壁面の塗装、床の改修。壁のところはコンクリートブロック壁撤去、L G S壁設置全面と書いてあるんですけども、この既設の校舎の中でコンクリートブロックを多々積み上げてあるところがありました。実施設計のところでも、その部分があって強度が保てるかどうかということでありましたので、そこを軽量の鉄骨を入れてボードを張ったものに全部取り替えるという作業を行うこととなります。今まで機械室から各階につながったダクトの部分とか、そこがちょうどブロックが積んでありましたので、そういうところは全部取り替える。後ほどご説明いたしますけども、外壁については今までどおり全面の外壁補修の塗装ということになります。

小学校の3をお開きください。2階部分になります。概要につきましては、今言ったようなものと同じでございます。各階に多目的トイレということで、3階につきましても同じでございます。

小学校5、屋上部分になります。これにつきましては、見ていただくとわかるとおり、3階建ての屋上でございます。ここについては、フェンスのやり直し、改修、屋上防水を全部やり直しということになります。

それと、第一小学校でも同じなんですけども、その他といたしまして、給水方法の改修があります。飲料水は、今まで受水槽で受けたものを全部、高架水槽で上側にためて落としていくところを各学校改修時に直結の増圧方式、飲み水についてはそのまま各階全部回る。ただし、トイレ等の流す水については受水槽で受けて落としていくというようなことをしております。これにつきましては、塩素濃度の関係があるんですけども、塩素濃度、飲料水については0.1以上というふうになりますけども、そのまま受

水槽で受けて後であげて、普通の学校についてはそこで塩素濃度を調整するんですけど、夏場など暑い時期になりますと塩素が飛んでしまうというのがあって、0.1に限りなく近いとか、下がってしまうという症状があります。というようなことがありましたので、飲むところについては全部直圧でいくと。そのかわり、先ほど言ったように、トイレの流す水につきましては、塩素が下がっても飲むわけではありませんので、そちらのほうで管理する。2種類の給水方法を施すということで、改修の際に行っております。

さっき屋上の防水と言いましたけども、各階のバルコニーについても防水を行っていくということで、この部分の工事の設計に入っているところでございます。

続きまして、中学校のほうに入ります。内容につきましては、小学校と大差はございません。同じでございます。中学校の6、7を見ていただきたいと思います。同じように立面図でございませうけれども、南山中学校の部分についてはちょっと違って、1階、2階、3階部分、上の部分を見ていただくと、全部で10カ所耐震ブレースを設置するということが計画されております。中学校の6でいいますと、1階部分3カ所、2階部分3カ所、3階部分の1カ所ということになります。その下が今回エレベーターの設置場所の黒く塗ったところでございます。

7を見ていただきますと、特別教室棟のほうですけれども、2階建てでございます。1階部分3カ所ということで、7と3で10カ所ということで設置しております。これにつきましても、先ほど言ったように強度をI s値0.7以上に上げるためにということで、こういうことでしております。

それでは、資料の中学校の1に戻っていただきまして、平面図からご説明いたします。校舎の部分で斜線で明記しておりますけれども、特別教室棟と管理棟、小学校と逆になっておりますけれども、そういう配置になっておりますけれども、そこに現場事務所が上にありまして、破線で工事区間の仮囲いの場所を明示しております。これだけ面積を使って工事を行うということになります。また、明示していないんですけども、体育館のところは夏休み期間中、職員室になります。あと備品の置き場になります。

2ページをお開きください。2ページの上側から説明いたします。倉庫と書いてありますけれども、これが現状は機械室でございます。左側に昇降口と書いてあるところは、このところは今機械室でございます。それを広げてグラウンド側に出られるようにするために、そこに昇降口を設置いたしました。そうすることによって、今は下側の昇降口からぐるっと回ってグラウンドに出なければいけないんですけども、機械室の半分を昇降口にする、半分を倉庫にしてありますけれども、その分の昇降口を改修することで生徒の皆さんはそのままグラウンドで出られるというような配慮をしたものでございます。そこについてもスロープを設置しております。

その左側ですけども、男子便所、女子便所ということで設置してございます。

続きまして、下側になりますけれども、こちらが管理棟になります。職員室がある部屋でございます。

一番右側ですけども、職員室がありますけれども、先ほどと同じように黒く下に塗って棒になっているところは耐震ブレースを付ける場所ですけども、1つだけ、職員室の外側に耐震壁設置とありますけれども、こちらにつきましても、そこに耐震壁を設置して強度を増しております。また、職員室の上側に出っ張っ

たところがありますけども、そこが広くしてあります。それと便所がありまして、機械室があるんですけども、ちょうど保健室の上側になります。ここについても今まで集中暖房の機械室ですけども、今まで更衣室が職員室の上にあったんですけども、それをこっちの機械室に持っていきました。そこを更衣室と倉庫にしてあります。昇降口につきましても、下側にスロープを設置して車椅子対応にしてあります。昇降口の左側、たけのこと書いてありまして、普通教室になっておりますけども、その前にエレベーターを増設いたします。そして、その左側にちょっと移っていただくと男子便所、女子便所とありますけども、ここも改修いたしますけども、男子便所の入り口に多目的便所を設置するということになります。

続きまして、中学校3、2階の部分になります。これにつきましても、先ほど2階、3階につきましても同じように便所の改修等を行うということになります。ただしながら、南山中学校については耐震の関係が2階、3階にもありますので、耐震ブレースの設置場所が明記されていると思います。

中学校の4につきましても同じでございます。中学校の4でいいますと、3階部分ですけども、特別棟は2階までしかございませんので、屋上部分まで明記されていると思いますけれども、その部分については屋上防水を全部やり直すということです。

中学校5については、管理棟の屋上部分になります。こちらについては防水をやり直す。中学校については屋上の柵は設けてございませんので、柵なしでそのままっております。先ほど言いました給水方式については、小学校と同じでございます。

これらの工事を工期内で全部やるということになります。夏休み期間中の工事でございますけれども、先ほど体育館に職員室機能を持っていくということでお伝えいたしました。夏休み期間に最大限、全部やるのは不可能に近いものがありますので、今必要とされる普通教室、小学校では22クラスというところがあります。それを全部終わらせて、普通教室に入っていきます。特別教室をできるだけ行う。そして、9月からの新学期で新しい教室に入ってください。今、南山小学校については31クラス分保有しております。ですから、22クラスを先に改修し、残り部分については9月以降の工事をしていくということで工期をそこまで見ております。ですから、2月26日までとありますけども、そこまで完全に終わらせるということで計画しているものでございます。

今回の契約の締結についての説明は以上です。

○石亀委員長 質問等がありましたらお願いいたします。

○石垣委員 図面からではわからないんですけども、工事車両の出入りというのは、校舎に並行して通っている道から出入りするというわけですか。

○五十嵐教育総務課長 小学校の1の図面の仮囲いの入った平面図を見ていただきたいと思います。途中途中にゲートというような蛇腹みたいなものがありますけども、小学校でいいますと左側の下のほうにゲートと書いてあると思います。ここから工事車両が入ってくるのが1カ所、それと右側の、子ども達が登校するとか、教職員が車で入っていく駐車場のところにゲートと入っていると思います。ここも工事車両が入っていく場所になります。上のほうに現場事務所が入っていくところにもゲート

があります。そこが、工事車両が入る進入路でございます。夏休み期間が終わってからだとゲートの開け閉めの場所がちょっと違ってきます。子ども達が登校してきますので、工事の車両と児童生徒が一緒に動線に入らないというのが鉄則といたしますので、昇降口に近いところにはゲートを設けなくて、そこからは入れない。入るのであれば、子ども達が帰った後にそこは開けて入れるとか、そういう配慮をしながら、工事現場につきましては2カ所になりますけれども、そこで工事車両を入れたり出したり、資材を入れたり出したりというような作業を同じように行うということにあります。

以上でございます。

○石垣委員 単独で改修工事等を行う場合もそうですが、南山については小中同時で、しかも夏休み、短期間に相当数の工事車両が出入りすると思うので、安全面の確保を検討されたいと思います。

○五十嵐教育総務課長 今までの第一小学校や今年行っております第三小学校増築もそうですが、○、×の明記してあるところから車両が入っています。○、×については誘導員と安全員というものが配置されます。いろいろと作業をやる中で安全対策を講じていくわけですが、児童生徒の安全を第一にお願いしています。また、各会社におきまして、それを考えてゲートを設置して、そこからしか入れない、それ以上のところからは車両は入れない。また、作業も子ども達の安全を考えながら、学校と協議しながら時間帯を決めていくということで、また、登校の時間に工事車両が入ってくれば、やはり事故が起きますので、その時間は避けるとか、そういう配慮をしながら安全を最優先で工事を行う。ですから、先ほど言いましたけれども、子ども達と車両が一緒にならない、交差しない、動線が一致しないというところが一番子ども達に影響がない工事だと思っております。

また、先ほど夏休み期間中以外の、それ以降につきましても、授業中にあまり音の出る工事をしてしまうと授業に差し支えありますので、そういうものについては子ども達が帰った下校後とか、そういうものにしていただくということで、夏休み期間中はどうしても集中工事になってしまいますけれども、それ以降につきましては、時間が制限されて工事が行われますので、9月から1月末までの工事ぐらいになると思いますけど、そこは時間を制限しながら工事をしていくということになるかと思えます。

○石亀委員長 ほかに質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 今回の議案は何。

○五十嵐教育総務課長 議案は契約の締結でございます。

○米山教育長 であるなら、契約の締結がメインなので、いつもこの議案を出すと、校舎の基本設計、実施設計に関わる質問にばかり飛んでしまい、本来の契約案件の議案ではないと。例えば大規模改修、今後やっていくかは別なんだけど、今回議案で出している業者がこの設計図面をつくった業者では全然ないので、これは単なる仕様書、基本設計から上がってきたので、それは別建てでどこか説明する機会があるのか、ないのか。要は、基本設計が上がってきた段階で、予算としては全然別ものだから、契約の案件と基本設計と。1回検討してください。この議案のためにこの図面を業者につくらせたの

かどうか。

○五十嵐教育総務課長 この契約の締結に関しまして、議会に上程するのは、金額の業者の資料だけです。添付資料として、資料の一番最後に今回の改修の内容をお知らせするという事で付けております。補正予算を上程する際に、議会には7枚も付けておりません。概要の説明はさせていただきました。そういうところで省略できれば一番ありがたいなと思います。今回はこれで上程してありますので、それでいかせていただければというふうに思っております。

○米山教育長 議案として出すのは、今回は契約案件の議案だということをはきちつと説明をしたほうがいいと思います。資料のほうにばかり時間を費やしているの、契約案件の議案だということをはきちつと説明をしてもらいたいと思います。

あと1点、仮設現場事務所は2月26日まで置きっぱなしですか。

○五十嵐教育総務課長 大体終わるまで全部置きっぱなしです。

○米山教育長 そうすると、校庭が使いにくいよね。

○五十嵐教育総務課長 校庭は使えないです。ただし、南山小学校、中学校のグラウンドは大きいんです。今は仮でこれだけの面積、これはメーターに入っていないから。

○米山教育長 ポンチ絵だと思うけど。

○五十嵐教育総務課長 どちら辺までくるか、できるだけグラウンドの走路を侵害しないように今のところ書いてあるんです。もっと狭くなる可能性はあるんですけども、中学校は、部活動はそこに支障がない程度にやってもらうしかないし、小学校についても、開放は端のほうだけだったらオーケーだよとか、そういうふうになってしまうかもしれません。第一小学校の場合は、ちょっと狭かったのでできませんでしたけども、ここは広いですから、現場を見て、それから部活動についても、学校開放につきましても考えようかなというふうには思っています。

○米山教育長 校庭が使えなくなるのが、一番被害の少ない場所、学校と調整をしてください。端っこのほうに持っていったほうがいいのか。端っこへ持っていくと、トラックのところになるし、中央に置くと、今度、サッカーだとか野球に使えなくなるので、現場事務所の場所は学校優先で場所を決めてください。

○五十嵐教育総務課長 今の配置図の絵を書いているところが、学校との協議の中でトラックを侵害しない、最小限度ということで設計事務所と協議してつくりました。ですから、これ以上大きくなるということはないんですけども、小さくなる可能性はまだあります。

先ほど言いましたけど、夏休み期間中はこれかもしれないけども、夏休みが終わったらもうちょっと仮囲いが狭くなるよとかということはあると思います。

○米山教育長 今回の場合は相当学校が大きいので難しいと。

○五十嵐教育総務課長 南山中学校は工事車両が途中から入れなきゃいけないとかありますので、そこから辺も難しいところがあると思います。

○米山教育長 入るところは、スロープがきついで、大きな車が入れないんです。

○五十嵐教育総務課長 ましてや2階の部分から体育館に行く渡りがあるんですけど、あの高さが低いので、大型車両のクレーンは入っていけないので、柔剣道場のほうから入っていくしかないと思います。

○米山教育長 その辺の調整をお願いします。

最後にもう1点。生涯学習課長、学校開放はいつまで中止にしてあるんですか。

○藤咲生涯学習課長 グランドについては、工事期間中はしてあります。グランドについてはスポーツ少年団なので、優先的に専用グランドの手配はしてあります。

○米山教育長 運動公園ですか。

○藤咲生涯学習課長 南山グランドです。

○米山教育長 無料ですか、有料ですか。

○藤咲生涯学習課長 無料です。

○米山教育長 子ども達がやるグランドを使えない期間は、南山グランドでお願いをします。

体育館の開放は？

○藤咲生涯学習課長 体育館は、工事期間中については全て、任意団体は空き状況を、学校全てのものを出してありますので、そこを皆さんに入れてもらいます。

○米山教育長 2月26日までは、ストップをかけてもらったほうがいいのでは。

○藤咲生涯学習課長 やっております。

○米山教育長 それでお願いします。

○石亀委員長 議案第14号についてお諮りいたします。

教育委員会の意見としては異議がないということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第14号は異議なしということでお願いします。

○協議第1号 市長権限に属する事務の補助執行について

○石亀委員長 協議第1号「市長の権限に属する事務の補助執行について」説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 協議第1号「市長の権限に属する事務補助執行について」。地方自治法第180条の2に規定に基づき市長から協議を求められた別紙（案）について、協議する。平成27年3月23日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由でございます。本案は、市長の権限に属する事務の補助執行について協議を求められたことによるものでございます。

資料の2をご覧ください。案でございますけれども、白井市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則。資料といたしまして、3ページに現行と改正案の新旧対照表を添付しており

ますので、そちらをご覧ください。

その前に1枚戻りまして、1ページになります。今回、市長の権限に属する事務の補助執行について協議ということで文書が平成27年3月12日付け、白総第386号で提出されております。これにつきましては、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会教育長及び事務局職員並びに教育機関の職員に補助執行されるということでございます。

下に記がありますけれども、1が、白井市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（案）ということで、平成27年4月1日からということで協議がきております。

それを踏まえまして、3ページのほうに新旧対照表があります。その中の第2条第1項の表中になります。現行でいいますと「教育委員会教育長及び事務局職員並びに教育機関の職員」というのがありますが、それが改正案のほうでは「教育委員会事務局職員及び教育機関の職員」。今回の新法の関係で教育長の部分を変えてありますので、その分を抜いております。

それと、補助執行事務のところです。これが大事になりますけれども、右側の現行では（6）に青少年問題協議会に関する事。その後、左側の改正案ですけれども、（7）が加わります。「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する事」（8）が「総合教育会議に関する事」。今回の新法の関係で教育の大綱を設置する、総合教育会議を設けるというところがあります。この市長の権限の部分でございまして、それを教育委員会に補助執行させるということで、協議がきているものでございます。

条文に戻りまして、附則としまして、第1点が、執行期日を設けておるものでございます。この規則は、平成27年4月1日から施行する。第2項は経過措置ということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、第2条第1項の表の改正規定（「教育委員会教育長及び事務局職員並びに教育機関の職員」を「教育委員会事務局職員及び教育機関の職員」に改める部分に限る。）は、適用しない。ということで、経過措置を設けておるものでございます。

今回の内容を見ますと、補助執行ということで（7）の大綱の部分、（8）の総合教育会議、その部分を教育委員会で補助執行ということで協議がきているものでございます。

協議の1号について説明は以上でございます。

○米山教育長 聞いていても大変わかりにくいと思います。わからないことをどんどん聞いてもらったほうがいいと思います。ここに書いてある内容は、新しい法律に伴って市長が教育的な大綱まで策定をする。なおかつ、総合教育会議に関する事も市長が招集して決定するというのが法律の基本です。その部分を市長が当面の間やらずに教育委員会にかかわって事務をやってください、教育委員会は受けますかという、今回の協議事項です。現状では、教育委員会が教育方針をつくって、教育委員会にかけて決定をしております。今後は、市長が全体の大綱を策定して、それに対して教育委員会とすり合わせをして計画を進めていく。その全体的な会議は市長が進めるという形です。当面の間は、教育委員会で従来どおりの形でやることについてどうですかという内容です。

○石垣委員 今、米山教育長の話を受けて確認なんですけども、先ほど議案第11号で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について審議をして、それを受けて地方自治法でこのような市長の権限に関する補助執行の案が出てきたと思うんですけど、地方教育行政のほうは経過措置というのがあります。今回市長の権限に属するほうは、経過措置というのは具体的にないですけども、地方教育行政にのっかってこちらは経過していけばいいという理解でよろしいでしょうか。

○米山教育長 法律の建前からいうと、こちらだけは経過措置に該当させずにやってくださいと、ここには経過措置が反映されないです。全然別物だと思って考えてもらったほうがいいです。総合教育会議も教育長の任期に関わらず5月か6月ぐらいまでやる。ただ、法律が全面的に全て合うかというところ、合わないところがあるんです。白井市は特別に基本計画が条例で議決事項になっています。議員が基本計画は議決事項にしますということで、議員提案で総合計画が議会の議決事項になっていますので、他の市町村では市長が策定したものがそのまま生きるかもしれないんですけど、白井市は基本計画、総合計画が議決事項で、既に議決をされています。一本の法律ではなかなか合わないところがあるので、今回、補助執行を受けるにあたってどうやって受けていくかというところ、基本計画、総合計画は議会の議決事項になっているので、それはもう執行部も市長も教育委員会もそれに合わせて進めていく。それは本当のベースになります。それに対して大綱でどの程度基本計画の上乗せをしたり、はみ出したり、また教育委員会も5年前につくったものが現状とそぐわないものがあるので、それをどうやって担保していくか。今新しい総合計画をつくっていますので、それに合わせて大綱と教育委員会の方針を合わせて作りながら、時間をかけて、教育委員会の教育委員の考え方をベースにした補助執行をして大綱案を策定して、市長部局でつくっている基本計画とすり合わせをして、新しい総合計画と教育委員会の大綱と合わせていきたいと思いますかということで、市長部局には投げかけてあります。ただ、反対に、うちは基本計画が議決事項になっているので、基本計画に認められたものは何でもできる、議会が認めていますから。反対に基本計画の中に入れるときに、教育委員の意見をすり合わせしていこうということを考えていますので、当面の間、新しい基本計画に教育委員会としての考え方をすり合わせして入れていこうというように思っていますので、補助執行でいこうと思っています。

総合教育会議についても、当面は補助執行してくれと言っているんです。新しい総合計画ができて、新しい各計画事業が決定した段階では、もう総合教育会議は本来の法律どおり市長部局でやるべきなので、うちは補助執行ではなくて市長部局でやる。ただ、今だけ総合教育会議をやっても、今総合計画をつくっていて、あと1年ぐらいでできるので、その間については補助執行しておいて、計画ができて教育委員の意見がその中で反映された段階で出そうということで、今回は協議として、補助執行で受けようかという協議です。ほかの市町村だったら、反対につくらなければいけないと思います。もうなるべく早く。何故かというところ、議会が総合計画を議決事項にしていないからです。うちは特殊な市町村なので、法律がそのまま合わない。白井市は教育振興基本計画を策定していません。議会で基本計画を議決している。教育振興基本計画分を市長部局でやっている総合計画にどれだけ上乗

せしたり、はみ出させてその中に位置付けさせるかというのが話し合いの中で出てくる。それは総合教育会議の中でやってもいいと思います。

総合計画に合わせた形で補助執行をしながら教育委員の意見を基本計画に入れて、大綱をつくっていくというような形にしようと思うんですけど、どうでしょうか。

○石亀委員長 先方も、そのほうがいい形になることを期待されているのか、そうあるべきだと思われるのかなと思うんですが。

○米山教育長 学校の先生だけの教育委員会ではなくて一般の市民から選んだ教育委員は、やはり一般の市民感覚での事業提案をしてもらいたいというのがベースにありますので、その基本計画の中に教育の大綱の策定をどうやって入れていくかというのは、教育委員の意見を市長部局としても要求をしていると思ってもらっていいと思います。

○石亀委員長 これまでも私たちはそういうことをやってきているとあっていいんですよね。

○米山教育長 それを変わずに、今度、形になったものを基本計画に投入させていく。

○石亀委員長 それが望ましい形なんだろうとは思いますが、先ほどの議案第11号とは違って、とりあえずとか、そういうことではなくて、4月からやっていこうという形ですね。

○小林委員 よくわからない中で質問しますけれども、今、28年度からの総合計画というのでずっとやってきて、この1年でつくるわけですよね。大まかな子育て支援とか、子ども安全とか、そういうところを教育の観点からもっと具体的なものをつくるときに教育委員会の考えというか、つくったものをそこにに入れていけるように審議していくということを言っているわけですね。今までもやってきたんだけど、新制度が変わってもやってくださいということなんですね。

○米山教育長 そうです。一番皆さんと決めたいのは、大綱って大きなものなので、例えば学校教育の推進という1つのセンテンスだけにしちゃうのか、それとも、学校教育の推進にあたってはこれとこれが必要だよっていうまでを大綱にしようかというのは、ちょっと皆さんと話し合いをしたいなというのは思っていました。例えば文化活動とスポーツの推進と一言で言えば終わってしまうけど、文化の活動についてはこういう目的で、こういう対象者でというのを入れた形までを大綱として入れていくのか。総合計画側は、その財源がどこにあるんだ、お金があるのか、ないのかというので、優先順位を付け始めます。その優先順位で返ってきたら、1番が文化で、2番が学校教育で、3番はスポーツとかというのはどこかで出てくると思うので、大綱のワンセンテンスだけではなくて、それぞれのアイテムを入れていこうかなとは思っているんですけど、それは話し合いをしたいと思います。

○石亀委員長 大まかなほうがいいということはないんですか。

○米山教育長 大まかなほうがいいという意見もあってもいいと思う。だから、大まか意見での大綱、大体大綱という大まかな方針。どの程度までにしようかというのは、5人で相談したいと思います。

○石亀委員長 総合教育会議に関する事というのは、それも自分達が主導の形という意味ですか。

○米山教育長 あくまでも市長の招集に基づいて、日程調整とかメンバー構成なんかを教育委員会が

補助執行者として代わりにやるけれども、法律の建前からいくと、市長が執行者になりますので、教育委員会は補助執行。ただ、法律が変わったばかりだし、うちも総合計画もやっている最中だから、当面の間は教育委員会で受けましょうか。ただ、本来は市長がやるべきものなんで、どこかの時点で戻します。

○石亀委員長 現在進行形で行われているものに対して、それがとりあえず区切りがつくまでは、このやり方でやっていきましようかということですね。それが先ほどの教育長の任期がいつまでということとは、必ずしも一致しないということですね。

○米山教育長 さっきの経過措置の附則にあった分は、これに反映されない法律になっています。

○石亀委員長 ずれがよくわからないですけどね。これは具体的に7と8の項目を上げていくことについて、やりますかということですよ。

○米山教育長 7と8を足すけども、教育委員会でやってくださいよという話です。

○石亀委員長 これは協議ですよ。

○米山教育長 協議です。皆さんで、1回、1年だけ受けてみようということですよ。

○石亀委員長 これを受けることによって、大変なことになるという予測はないですか。

○米山教育長 ないと思う。

○石亀委員長 やってみて初めてわかるということがあったりするから。

○米山教育長 どうですか。

○石亀委員長 とりあえずという感じですかね。途中でやっぱり無理ですとか、やっぱりちょっと違うんじゃないですかとか、そういうことはこちらから言えるんですか。

○米山教育長 毎年度やっていきます。総合計画が決定した段階で、補助執行はやめて大綱の策定と進捗管理は企画政策課で、総合教育会議は総務部のほうでお願いします。

○石亀委員長 本来はそういう形になるんだろうと思うんですけど。

○米山教育長 基本的には、大津の市長と大阪市長が求めた内容の法律になっているので、市長の権限で何でもできるように。

○石亀委員長 大阪と大津ではないので。ちょっと様子を見てやってもいいんですか、どうですか。

○小林委員 変なことを聞きますけど、今向かっている総合計画というのは、普通の市民から見れば、市役所が取りまとめているということですね。その市役所というのは何を指しているのか。それぞれの課があって、ミーティングを開いて、説明会をやって、それをつくっていくわけですよ。それは大きく言えば、市長がやっているんですよ。

○米山教育長 そうです。

○小林委員 その中に教育関係のものの助言をするということですか。

○米山教育長 そうなんです。だから、基本計画が既にある中で、教育委員会で大綱つくったところで、それとのすり合わせができていないと、それぞれみんな別物をつくってしまうので、要は大綱をつくるに

あたって、基本計画とリンクさせたものを作成した方がいい大綱ができると思います。この大綱の作成にあたっては、基本計画とすり合わせをして教育委員会で作ってくださいます。全て入らなくてはじかれた部分についてはどうしようかという議論が出てくると思います。

○小林委員 今までやってきていないということではないんですね。

○米山教育長 ないです。今までと同じ形です。大変になるとかっていう話ではないです。

○石亀委員長 改めてこうやって出してこられると、何か違うのかなって思ったりしますが、そうでもない。

○小林委員 今回法律が変わって、市長に中心の権限、はっきり言うと、市長が出そうと、こっちが出さなくてもいいものを、やっぱり今までと同じようにこちらの意見も聞いてつくった方がいいから、それも頼みますよというようなことですね。

○米山教育長 そうです。

○石亀委員長 一番その意図がどこにあるかというところ。

○米山教育長 本来、市長にも権限が与えられたので、教育についても市長が決めて、教育委員会にきてもいい法律になっている。今までのこの法律がないときについては、教育委員会の権限に属する事項については、市長が口を挟めなかった。今回、市町村によっては、市長がいくら言っても教育委員会はやらない。反対に、市長が選挙でマニフェストを教育のものを出したら、権限もないのにマニフェストに出してどうするのというも出てくる。ただ、今後はマニフェストや公約に出そうと、市長の権限に属する事項になったので、法律上は出せます。

○小林委員 先ほど言った、白井の場合には議会の議決が優先のようですが、すると市長がいくらいつても否決したら駄目ということなんですか。

○米山教育長 そうなんです。うちは基本計画が議会の議決事項なので、それが最優先です。

○小林委員 それは法律に違反しないんですか。

○米山教育長 地方自治法に基本構想の議決が明記されていれば議決します。構想議決は各市がみんなやっていました。しかし、基本構想のもっと具体的な基本計画も議会の議決に諮りなさいという条例を議会の提案で白井はつくっているの、構想議決をした後、基本計画の議決も議会が判断をするよといっていますので、今回できた法律のギャップのすり合わせが大変です。

○小林委員 共同調理場のこともそうですけども、市でやろうとした計画も議会の最後の議決でとおらなければ全て白紙になる。

○米山教育長 今回は、白紙撤回になってしまいました。

○小林委員 議会が議決した計画にのっかって、こちらが調理場の計画をつくってきて出したものをまた否決したというわけですね。

○米山教育長 そうそう。反対に、議員なるものは自分らで議決してあるものを、どういう判断のもとでどうやったということをベースの一つ一つの議案については判断をするべき。5年前のことだから忘れち

やった、自分が議員じゃなかったときに決めたことだから関係ないよというのか、いろんな理由はあるかもしれないけれども、ただ、議会としての意思表示をしているので、それは議員のメンバーが変わっても生きている。この大綱と総合教育会議については、やりながら、勉強しながら、進めながらやっていこうと思います。

○石亀委員長 特にこれを修正してほしいとか、どっちかを外してほしいとか、そういうことでもないと思います。

○小林委員 今までやってきたことをやるということですね、結果的には。

○石亀委員長 はい。このまましばらく様子を見て、前向きに今までと同じようにやってみるという方向でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 協議第1号については原案のとおりということをお願いしたいと思います。

午後4時20分 休憩

午後4時30分 再開

○その他 通学路の合同点検について

○石亀委員長 再開いたします。

その他の通学路の合同点検について報告をお願いします。

○田代教育部長 お手元に3つの資料がいらっしゃると思います。白井市では、通学路安全プログラムを作成して、これに基づいて3月12日に市長、教育長、各担当部長及び課長、担当職員、各学校のPTA2、3名出席した中で、要望書に対する回答書について説明及びPTAからの質問に受け付けております。

○石亀委員長 今の件について質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 交通安全プログラムを見ておいていただいて、また委員の中で不足、削除等があったら連絡をいただきたいと思います。

以上です。

非公開案件 ○議案第1号 平成26年度末教職員人事異動について

非公開案件 ○議案第12号 準要保護児童・生徒の認定について

非公開案件 ○議案第13号 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

非公開案件 ○報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

(特になし)

○石亀委員長 以上をもちまして本日の日程を終了いたします。お疲れさまでした。

午後 5 時 3 8 分 閉 会

